

労働報酬下限額について

1. 公契約条例抜粋

(特定労働者等の労働報酬)

第6条 市長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条、第9条及び第10条並びに別表4の項及び6の項において同じ。）に対し、別に定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の労働報酬（第2条第3号イ及びウに掲げる特定公契約にあっては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則で定める。

(労働報酬下限額の決定等)

第7条 市長は、次の各号に掲げる特定労働者等の区分に応じ、当該各号に定めるものその他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

(1) 工事又は製造の請負契約に係る業務に従事する特定労働者等 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価

(2) 前号に掲げる特定労働者等以外の特定労働者等 最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金、立川市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年立川市条例第34号）第2条第1項に規定する報酬の額その他公的機関が定める基準

2 市長は、労働報酬下限額を定めようとするときは、あらかじめ、第14条第1項に規定する立川市公契約審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

2. 施行規則抜粋

(時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制における労働報酬の換算方法)

第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

3. 手引きの説明

18 特定労働者等の労働報酬の定め方（条例第6条関係）

1 市長は、特定公契約において、特定受注者及び特定受注関係者が特定労働者等（最低賃金法（昭和34年法律第137号）第7条に規定する労働者を除く。次条、第9条及び第10条並びに別表4の項及び6の項において同じ。）に対し、別に定める額（以下「労働報酬下限額」という。）以上の労働報酬（第2条第3号イ及びウに掲げる特定公契約にあつては、同法第4条第3項各号に掲げる賃金を除く。以下同じ。）を支払わなければならないことを定めるものとする。

2 労働報酬下限額は、時間によって定めるものとする。

3 労働報酬が時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合における当該労働報酬の額を時間についての金額に換算する方法は、規則第4条で定める。

《特定労働者について》

（1）公契約条例の規定が適用される労働者等（以下、適用労働者）の範囲の例

* 適用労働者は、受注者に雇用される者だけでなく下請負者、再委託業者に雇用される者を含みます。

- ・受注者又は受注関係者に雇用され、適用契約等に係る業務に従事する者
- ・指定管理者に雇用され、指定管理者が管理する当該公の施設の管理に係る業務に従事する者（正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト、等）
- ・労働者派遣法の規定により適用契約等に係る業務に派遣される者
- ・労働者派遣法の規定により指定管理者が管理する当該公の施設の管理に係る業務に派遣される者
- ・自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により適用契約等に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
- ・指定管理者が締結する当該公の施設の管理に係る平常的に行われる業務の委託に関する契約に係る業務に従事する者。（「平常的に行われる業務」とは、「毎週1時間以上行われる業務」とする。）

（2）次に掲げるものは公契約条例の規定が適用されない例

- ・同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人・労働者ではない者（ボランティア、会社役員等）
- ・最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける者（ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている者に限る。）
- ・適用契約等に係る業務に直接従事しない者（事務員、材料の製造に従事する者等）

- ・適用契約等に従事した時間が1ヶ月あたり30分未満の者
- ・工事又は製造の請負の契約の場合における現場技術者
(現場代理人、監理技術者、主任技術者)
- ・指定管理者が管理する当該公の施設に係る工事請負契約のうち、発注者が当該指定管理者又は当該指定管理者の再委託業者である工事に従事する者

19 労働報酬下限額の定め方 (条例第7条関係)

労働報酬下限額とは、公契約において、受注者及び受注関係者が労働者等に対して支払わなければならない賃金等の下限となる額で、1時間あたりを単位として決定します。

労働報酬下限額は、立川市公契約審議会からの答申を踏まえ、市長が毎年定め、告示します。労働報酬下限額は、工事又は製造の請負契約及び工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約については、契約を締結した年度の労働報酬下限額を適用します。

このため、複数年度に継続する場合、締結の翌年度以降に労働報酬下限額が改定された場合でもその適用は受けず、履行終了まで当初の労働報酬下限額を適用しますが、改定後の労働報酬下限額を適用するようご協力をお願いします。

20 算定対象の賃金等

公契約における労働報酬とは、受注者、受注関係者から労働者等に支払われる賃金等をいいます。

契約の種類及び労働者に応じて労働報酬に算定する手当等は次のとおりです。

(1) 労働報酬の範囲

<算定対象とする手当等>

契約の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	(1) 基本給相当額 (基本給(定額給)、出来高給) (2) 基準内手当 (家族手当 (扶養手当)、通勤手当、地域手当、住宅手当、現場手当、技能手当、有給休暇手当、精勤手当)
	熟練労働者以外の労働者	(3) 実物給与※(通勤用定期・食事代) (4) 臨時の給与(賞与 (期末手当、勤勉手当)、その他臨時の賃金等)
	請負契約におけるいわゆる一人親方	受注者又は受注関係者との請負契約における請負代金(消費税及び地方消費税相当額を除く) 請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その額

工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約における労働者	下記の賃金のうち、当該公契約等において従事した作業に係る部分 (1) 基本給相当額（基本給）
指定管理協定における労働者	(2) 諸手当（職務手当、現場手当、技能手当等）

※ 就業規則などで支払規定があるものに限られます。

<算定対象から除く手当等>

契約の種類及び労働者		手当等の例
工事又は製造の請負の契約	労働基準法第9条に規定する労働者であって熟練労働者	(1) 各職種の通常の作業条件・内容を超えた特殊な労働に対する手当（突貫手当等） (2) 時間外割増賃金(時間外・休日・深夜)
	熟練労働者以外の労働者	(3) 仕事がないために労働者を休業させたことに対する手当（休業手当） (4) 本来は経費にあたる手当（工具手当、車両手当、遠隔旅費手当、運転手当（送迎車運転手当）、赴任等手当、研修手当、携帯電話手当等）
	請負契約におけるいわゆる一人親方	調達した資材や持ち込んだ機械等に係る経費
工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約における労働者	(1) 時間外割増賃金(時間外・休日・深夜) (2) 臨時の給与（臨時に支払われた賃金、1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金） (3) 諸手当（家族手当、通勤手当、住宅手当）	
指定管理協定における労働者		

※ 工事又は製造の請負の契約における熟練労働者及び熟練労働者以外の者の各手当等の詳細は、公共事業労務費調査連絡協議会の「公共事業労務費調査の手引き」にある手当の基準内手当・基準外手当の区分に準じています。

※ 工事又は製造以外の請負契約及び業務委託契約における労働者及び指定管理協定における労働者等の各手当等の詳細は、労働基準法第37条、労働基準法施行規則第20条及び21条に準じています。

※ 労働報酬は、税金や社会保険料等を控除する前のものであり、手取り額ではありません。

※ 上記における手当等の名称は、法令で用いられる名称、一般的に用いられている名称であり、手当等の算定については、名称のみではなく支給実態等を考慮して判断し

てください。

※ 期末手当等、複数月分がまとめて支払われる手当の算定にあたっては、対応する月数で除して得た額を1ヶ月の手当として算定して下さい。

(2) 労働報酬の算定方法

労働者等が1ヶ月の中で、公契約等に係る業務とその他の業務に従事した場合、公契約等に係る業務に対して支払われた手当以外の労働報酬については、それぞれの業務に従事した労働時間の割合に応じて按分します。